

◆延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる額が延滞金として本税に加算されて徴収されます。

■納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

(注)年7.3%と、延滞金特例基準割合(財務大臣が告示する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合。)に年1%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和5年の割合は年2.4%となります。

■納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

(注)年14.6%と、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和5年の割合は年8.7%となります。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその税額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

加算金

過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、または増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額…増差税額×10%

(増差税額が、期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える分の税額の5%が加算されます。)

不申告加算金

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

納める額…納める税額×15% (5%)

(注) 5%…申告書を期限後に提出した場合等
15%…申告しなかった場合等

(納付(入)すべき税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5%が加算されます。)

(注)5年以内に不申告等を繰り返した場合は、さらに10%加算されます。

※令和6年1月1日以後に申告期限を迎える申告書について
納付(入)すべき税額のうち50万円を超え300万円までの部分には20%、300万円を超える部分には30%の割合により不申告加算金がかかります。

(注)5年以内に不申告等を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかります。

納める額…期限内に申告書を提出している場合

増差税額×35%

期限後に申告書を提出している場合

または申告していない場合

納める税額×40%

(注)5年以内に仮装・隠蔽を繰り返した場合は、さらに10%加算されます。

※令和6年1月1日以後に申告期限を迎える申告書について

(注)5年以内に仮装・隠蔽を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

(計算例) 税額…39,500円 納期限…令和5年6月30日
納期限の翌日から1月を経過する日…令和5年7月31日
納付日…令和5年11月8日

年2.4%(延滞金特例基準割合+1%)の日数 ……31日(令和5年7月1日~令和5年7月31日)
年8.7%(延滞金特例基準割合+7.3%)の日数 ……100日(令和5年8月1日~令和5年11月8日)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 2.4% × 31日/365日 ÷ 79円(1円未満切捨て)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 8.7% × 100日/365日 ÷ 929円(同上)

79円+929円=1,008円…延滞金1,000円(100円未満切捨て)

◆文書預り箱◆

各地域振興局庁舎の玄関に「文書預り箱」を設置しています。

夜間・休日に申告書を提出する必要がある場合には、この箱に投函してください。

◆ 県税の救済制度

納税者の事情により納税の猶予や税の減免が認められる場合があります。いずれも納税者からの申請が必要となります。

納税の猶予・減免

納税の猶予

次の場合には、それぞれの期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- 納税者本人の財産が災害や盗難にあったとき
(1年(最長2年)以内)
- 納税者本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
(1年(最長2年)以内)
- 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業したとき
(1年(最長2年)以内)
- 法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき
(1年(最長2年)以内)
- 軽油引取税において、軽油の代金を納期限までに受けとることができないとき(2か月以内)
- 産業廃棄物税において、産業廃棄物の埋立処分料及び産業廃棄物税を納期限まで受け取ることができないとき(2か月以内)
- 法人事業税の外形標準課税部分において、一定の要件を満たす赤字法人等であるとき
(3年(最長6年)以内)

県税の減免

次の県税については、それぞれの理由(主なもの)に該当する場合には、減額または免除されることがあります。

更正の請求・審査請求・取消訴訟

更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内(特定の場合には、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り減額の更正の請求をすることができます。

審査請求

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、原則として、処分のあったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、なるべく総合県税事務所長を経由してください。

取消訴訟

取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。

個人 の 県 民 税	・ 個人の市町村民税が減免された場合
法 人 の 県 民 税	・ 収益事業を行わない一定の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人や認可地縁団体である場合
個人 の 事 業 税	・ 生活保護を受けている場合 ・ 災害により事業用資産に被害を受け、かつ一定の事業所得以下の場合
不 動 産 取 得 税	・ 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ・ 取得した不動産がその取得の日から1年以内に災害による被害を受けた場合 ・ 公共事業等のために買収・移転補償された不動産の代替不動産を一定期間内に取得した場合
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	・ 一定の級以上の身体障害者又は精神・知的障害者のために利用される場合 ・ 取得した自動車とその取得の日から1月以内に災害により被害を受けた場合 ・ 災害により被害を受けた自動車に代わる自動車を3月以内に取得した場合
自動車税種別割	・ 一定の級以上の身体障害者又は精神・知的障害者のために利用される場合 ・ 災害により自動車に被害を受けた場合

◆ 県税を納める場所

○ 県税の納税は次の金融機関などで受け付けています。

【納税通知書裏面 納付場所】

全国の地方税統一QRコード 対応金融機関	次の URL に記載のある金融機関 https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/	
コンビニエンスストア等	ポプラグループ ミニストップ セブン-イレブン ヤマザキデイリーストアー デイリーヤマザキ ローソン ファミリーマート MMK 設置店 ※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマートフォン決済アプリ」を利用したお支払いはできません。また、納付者控及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。	
地方税お支払いサイト	クレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付	
スマートフォン決済アプリ	次の URL に記載のあるスマートフォン決済アプリ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application	
指定金融機関	秋田銀行本店・支店	
収納代理金融機関	銀行	北都銀行本店・支店、みずほ銀行本店・支店、次の銀行の県内各支店 東北・北日本・青森・みちのく・七十七・山形・きらやか・岩手
	信用金庫	秋田・羽後
	その他	秋田信用組合・東北労働金庫（県内各支店）・ 各農業協同組合（本店・支店・支所・出張所）
	郵便局	東北各県内のゆうちょ銀行または郵便局
県の事務所	各地域振興局内（総合県税事務所又は支所） ※北秋田支所については大館地区総合庁舎	

※コンビニエンスストア・MMK 設置店・地方税お支払いサイト・スマートフォン決済アプリで納めることができるのは自動車税種別割のみです。また、納期限を過ぎると、コンビニエンスストア・MMK 設置店・地方税お支払いサイト・スマートフォン決済アプリで納めることができなくなる場合があります。

総合県税事務所
〒010-0951
秋田市山王四丁目1番2号
(秋田地方総合庁舎1階)
電話(018)
収納管理課 860-3331(納税証明・還付)
納税課 860-3332(納税相談)
広域滞納整理課 860-3336()
課税第1課 860-3338(法人税・個人事業税等)
課税第2課 860-3341(軽油引取税等)
課税第3課 860-3337(不動産取得税等)
課税第4課 860-3339(自動車税等)

総合県税事務所 鹿角支所
〒018-5201
鹿角市花輪字六月田1番地
(鹿角地域振興局庁舎1階)
電話 (0186) 23-2328

総合県税事務所 北秋田支所
〒017-0872
大館市片山町三丁目14番5号
(大館地区総合庁舎)
電話 (0186) 49-2211

総合県税事務所 山本支所
〒016-0815
能代市御指南町1番10号
(山本地域振興局庁舎1階)
電話 (0185) 52-6201

総合県税事務所 由利支所
〒015-8515
由利本荘市水林366番地
(由利地域振興局庁舎1階)
電話 (0184) 23-4105

総合県税事務所 仙北支所
〒014-0062
大仙市大曲上栄町13番62号
(仙北地域振興局庁舎1階)
電話 (0187) 63-5222

総合県税事務所 平鹿支所
〒013-8502
横手市旭川一丁目3番41号
(平鹿地域振興局庁舎1階)
電話 (0182) 32-0595

総合県税事務所 雄勝支所
〒012-0857
湯沢市千石町二丁目1番10号
(雄勝地域振興局庁舎1階)
電話 (0183) 73-3181

◆ 県税の便利な納め方

口座振替による納税

口座振替できる税金

自動車税種別割、個人事業税（1期・2期分）です。

ご利用できる方

秋田県内の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協などに預金口座があればどなたでもご利用できます。（ゆうちょ銀行については、ご利用できません。）

申込期限 [令和6年度から利用する場合]

自動車税種別割については、令和6年3月31日

個人事業税については、令和6年6月30日

申込方法

- ・「申込はがき」（口座振替依頼書）に必要事項を記入し、預金口座を開設したときに届出している印鑑を押印して、ポストに投函するか、金融機関又は総合県税事務所（納税部・各支所）に提出してください。
- ・「申込はがき」は、金融機関又は総合県税事務所（納税部・各支所）に備え付けてあります。
- ・記入方法については（記入例）をご覧ください。

**安心安全、口座振替は
あなたの手間を省きます。**

「申込はがき」（口座振替依頼書）見本

（記入例）

朱書きの部分について、正確に漏れなく記入してください。

口座振替依頼書・届出書	
令和○年○月○日	
住所（〒010-0000） （所在地）	金融機関 確認欄
秋田市山王○丁目○-○	
氏名（名称）	
秋田太郎	
私（当社）が納付すべき次の県税を、指定預金口座から口座振替の方法によって納付したいので、裏面預金口座振替規定を承認のうえ、依頼します。 （依頼しようとする税目を○で囲んでください。）	
対象税目	個人事業税・自動車税種別割
フリガナ	銀行・金庫・組合 支店・支所中
アキタ	お届印
氏名（名称）	金融機関 使用欄
秋田太郎	
預金の種類	1 普通 2 当座 3 納税準備
口座番号	
秋田○○○カナ○○○	
（宛先）秋田県総合県税事務所長 私（当社）が納付すべき上記の県税を、指定預金口座から口座振替の方法によって納付したいので、届出します。 ■自動車税種別割の振替を希望する方は、次の1か2のどちらかを○で囲み、自動車の登録番号を御記入ください。 ① すべての自動車について口座振替します。 お持ちの自動車のどれか1台の登録番号 秋田○○○カナ○○○ 2 一部の自動車を除いて口座振替します。 口座振替から除く自動車の登録番号 秋田○○○カナ○○○	
振替日	納期の末日

電話番号も忘れずに記入してください。

納税者本人の名前を記入してください。

口座振替の対象税目をマルで囲んでください。

金融機関に届出している印を押してください。

2台以上お持ちのかたでも1台だけで結構です。

口座振替依頼書・届出書	
令和○年○月○日	
住所（〒○-○-○） （所在地）	金融機関 確認欄
氏名（名称）	
私（当社）が納付すべき次の県税を、指定預金口座から口座振替の方法によって納付したいので、裏面預金口座振替規定を承認のうえ、依頼します。 （依頼しようとする税目を○で囲んでください。）	
対象税目	個人事業税・自動車税種別割
フリガナ	銀行・金庫・組合 支店・支所中
氏名（名称）	金融機関 使用欄
預金の種類	1 普通 2 当座 3 納税準備
口座番号	
（宛先）秋田県総合県税事務所長 私（当社）が納付すべき上記の県税を、指定預金口座から口座振替の方法によって納付したいので、届出します。 ■自動車税種別割の振替を希望する方は、次の1か2のどちらかを○で囲み、自動車の登録番号を御記入ください。 1 すべての自動車について口座振替します。 お持ちの自動車のどれか1台の登録番号 2 一部の自動車を除いて口座振替します。 口座振替から除く自動車の登録番号	

地方税お支払いサイトからの納税

地方税お支払いサイトからクレジットカード払い・インターネットバンキングによる納付が利用できます。

地方税お支払いサイトで納付できる税金

自動車税種別割のみです。

地方税お支払いサイトからの納税の手順

Step1

ご利用金融機関へインターネットバンキング利用申込を行うか、クレジットカードを用意します。
（注）既にインターネットバンキングをご利用されている場合は新たな手続きは必要ありません。インターネットバンキングの申込手続きについては各金融機関にご確認ください。
クレジットカードは、VISA・Mastercard・JCB・American Express・Diners Clubが利用できます。

Step2

スマートフォンのブラウザから「地方税お支払いサイト」を開き、「eL-QRでお支払い」のタブからeL-QR（地方税統一QRコード）を読み取り、支払方法を選択。お支払い方法の選択後はページの指示に従って手続してください。

スマートフォン決済アプリによる納税の場合は、各スマートフォン決済アプリを起動してからeL-QRを読み取ってください。詳しくは次のページをご覧ください。

スマートフォン決済アプリによる納税

スマートフォン決済アプリで納付できる税金

自動車税種別割のみです。(e L-Q R(地方税統一QRコード)付き納税通知書に限る。)

ご利用可能なスマートフォン決済アプリ

次のURLに掲載されているスマートフォン決済アプリ ※LINEPay はご利用いただけません。

https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application



事前にご準備いただくもの

- ・スマートフォン又はタブレット端末
- ・スマートフォン決済アプリ(アプリの利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。)
- ・e L-Q Rが印字された自動車税種別割納税通知書

納付方法

スマートフォン決済アプリを起動してe L-Q Rを読み取ることで、納付が可能です。

操作方法についてはご利用のアプリによって異なりますので、詳しくは各スマートフォン決済アプリの公式ホームページを御確認ください。

ご利用にあたっての注意事項

- ・コンビニエンスストア等の窓口でアプリを提示して納付することはできません。
- ・お支払い手続きが完了すると、支払を取り消すことはできません。
- ・領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、総合県税事務所・各支所、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
- ・納税証明書はすぐに発行できません。
車検が近い等お急ぎの場合は、総合県税事務所・各支所、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付のうえ、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。
(車検時の納税証明書の提示については、27ページ「継続検査・構造等検査(車検) 窓口での自動車税種別割納税証明書の提示を省略できます!」をご覧ください。
- ・決済手数料はかかりません。
- ・ご利用のアプリでの設定によっては、事前にアプリ内でお支払いに必要な金額をチャージする必要があります。
- ・納税通知書の汚損等によりe L-Q Rが読み取れない場合は、スマートフォン決済アプリによる納税はできません。金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
- ・口座振替による納税をご利用の方は、スマートフォン決済アプリによる納付はできません。
令和6年度以降の自動車税種別割について、口座振替による納税からスマートフォン決済アプリによる納税への切り替えをご希望の方は、切り替えを希望する年の3月31日までに、口座振替停止届をご利用の金融機関等の窓口又は総合県税事務所(納税部・各支所)に提出してください。

スマホ決済イメージ

